

岩手県告示第13号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和2年度全期技能検定試験を次のとおり行う。

令和3年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 技能検定試験の実施職種 随時2級（随時実施により行われる2級をいう。） 機械加工（フライス盤作業に係るものに限る。）

注 試験については、当該職種に係る随時3級に合格した者に限り受けることができるものとする。

- 2 技能検定試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
実技試験	令和3年2月12日(金)	別に通知する。
学科試験	別に通知する日時	

- 3 受検手続 受検申請書を令和3年1月22日(金)までに岩手県職業能力開発協会（紫波郡矢巾町大字南矢幅第10地割3番地1 岩手県立産業技術短期大学校内）に提出してください。

- 4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室又は岩手県職業能力開発協会に問い合わせてください。